

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

● ● ● 受給には手続きが必要です ● ● ●

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

●給付金の対象となる方

①非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）時点で長瀬町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②重複しての受給はできません

●給付額

1世帯あたり10万円

●給付を受ける手続き

①非課税世帯

対象となる世帯には町から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

※返送がない場合は本給付金の受給ができません。

※非課税世帯であっても、世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合、給付金を受け取るには申請が必要です。

②家計急変世帯

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」及び「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記載の上、必要書類（収入が確認できる書類等）を添付して申請してください。

※必要書類はホームページ又は健康福祉課窓口に準備しております。

●申請期限

令和4年9月30日まで

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134・135

令和4年度スポーツ安全保険のご案内

公益財団法人スポーツ安全協会では、3月1日から令和4年度スポーツ安全保険の加入受付をしています。インターネットでのお手続きがより簡単・便利になりました。スポーツ安全協会のホームページ上の「スポあんネット」へのリンクから接続できます。

「スポあんネット」<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>

詳細は教育委員会で配布している「スポあんネットのご案内」をご覧ください。

対象	スポーツ活動や文化活動などを行う4名以上の団体
申込方法	郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送する
保険期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※4月1日以降の申込みは加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効
その他	保険内容の改定により被保険者の年齢は、新規加入・中途加入ともに4月1日時点の年齢となります。令和5年度からインターネット加入受付への一本化を予定しています。円滑な移行のため、令和4年度からインターネットでの加入手続きをお願いいたします。

問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048・779・9580